

— 国 政 報 告 —

第208回 通常国会
参議院国土交通委員会



会 議 録

令和4年3月8日(火曜日)

参議院国土交通委員会において、建設産業における賃上げの取り組みについて齊藤鉄夫国土交通大臣や財務省の見解を問うとともに、新型コロナの建設産業への影響、特に外国人技能実習生への影響、令和3年の災害を踏まえて熱海の土石流による災害復旧状況、事前防災対策や道路のリタンドンシー確保の重要性等を、国土交通大臣や担当局長に質問しました。

参議院議員 足立敏之

足立敏之委員：自由民主党の足立敏之でございます。

本日は、斉藤国土交通大臣の所信演説に対しまして質問の機会を与えていただきまして、斎藤委員長や理事の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

私は、建設省、国土交通省で長らく勤務をし、インフラ整備や防災、建設産業の振興などに取り組んでまいりました。本日は、そうした経験を踏まえまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、ウクライナの問題です。ロシアによるウクライナへの侵攻、侵略は、国際法の違反であり、国連憲章の重大な違反でもあります。速やかな平和の実現のために、政府においては国際社会とも連携して厳格な対応を行うことを要請したいと思います。

また、大野理事からもお話ございましたけれども、国土交通省におきましても、空路や海路の安全確保を始め、必要な対応をしっかりと取っていただくようお願いしたいと思います。

次に、建設工事の統計調査の問題でございますが、大野理事、各委員からも御指摘ございましたけれども、国民の信頼を損なう、あってはならないことでありまして、できるだけ早く遡及改定、復元などを行って国民の疑念を晴らしていただきたい、そのように思います。私は、国土交通省で長らく勤務をした立場ですけれども、こうしたことが二度と起こらないよう猛省を促したいと思います。斉藤大臣にはくれぐれもよろしくお願いいたします。

1. 新型コロナウイルスによる建設産業への影響

—新型コロナウイルスによる建設産業への影響—

足立委員：それでは、質問に入らせていただきます。

最初に、新型コロナウイルスの問題について伺いたいと思います。

まずは、これまでに新型コロナウイルスによってお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、建設分野や物流・交通分野を始め、国民の生活を支えるため様々な現場で新型コロナウイルスと闘っておられます全てのエッセンシャルワーカーの皆さんに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

この新型コロナウイルスの現状については皆さん御承知のとおりでございますけれども、建設産業にどのような影響を与えているのか懸念されます。

新型コロナウイルスの感染の初期におきましては、建設産業の中には一斉に現場を閉所した企業もありましたけれども、そうした動揺が広がりました。今回はそこまでの対応はないようですけれども、その辺の状況がやはり不安視されます。新型コロナウイルスが建設産業にどのような影響を与えているのか、不動産・建設経済局長に伺いたいと思います。



長橋和久不動産・建設経済局長：建設業は、新型コロナウイルス感染症対策においていわゆるエッセンシャルワーカーとして位置付けられておりまして、また災害時には地域の守り手として活動することが求められております。

建設業における新型コロナウイルス感染症の影響として、まず施工の面では、今年2月に実施した調査では、工事が一時的に中止したという事例は見受けられるものの、工期延長が生じるとかという大きな、ほとんど工事の実施に与える影響は限定的であったと認識してございます。

長橋和久不動産・建設経済局長

一方で、経営面で見ますと、今年1月の売上げがコロナ前の2019年1月比で20%以上、2割以上減少した事業者が約10%ということになっておりまして、引き続き新型コロナウイルス感染症による影響を注視していく必要があると考えております。

—技能実習生などの外国人労働者受け入れへの影響—

足立委員：ありがとうございました。

現時点では大きな影響は発生していない、そのように受け止めていいのかと思いました。安心をいたしました。

さて、人材確保の問題で技能実習生など外国人労働者の受入れが進められていますけれども、新型コロナウイルスの影響でなかなかうまく進んでいない、そういった話も建設業の皆さんから伺います。特に、新たな外国人技能実習生の入国が新型コロナウイルスの影響で停滞していて、労働力不足で困っている企業もあるというふうなことも伺っております。

コロナ禍の中、技能実習生など外国人労働者の受入れを今後どのように進めていくのか、不動産・建設経済局長に伺いたいと思います。



長橋和久不動産・建設経済局長：いわゆる水際対策によって外国人の新規入国が制限されてきたことに伴いまして、今委員御指摘のように、技能実習生等の入国ができないことにつきまして建設業界としても早期に受入れを希望するなど、様々な御意見があることは承知してございます。

今般、いわゆる水際対策に係る新たな措置によりまして外国人の新規入国制限の見直しがなされたところですが、国土交通省といたしましても、建設業界の声をよく聞きながら、関係省庁と連携し、外国人材の円滑な受入れに向けて必要な対応をこれからも行ってまいりたいと考えております。

なお、国土交通省では、受け入れた後の外国人技能者の適正な就労環境が確保されるよう、建設分野独自の措置として、受入れ企業に対し、日本人と同等以上の報酬の安定的な支払や建設キャリアアップシステムの登録を義務付けるなどの取組を進めております。

今後とも、受入れ企業と外国人材の双方が安心して雇用、就労できる環境整備を進めてまいりたいと考えております。

—ワクチン職域接種の取り組み—

足立委員：ありがとうございました。

送り出しを行う国や受入れ側の建設業の皆さんが困らないように何とかお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種について伺いたいと思います。

建設業界では、1回目、2回目の接種の際に大規模な職域接種を実施していただきました。住宅産業でも同様の取組をしていますけれども、建設分野のワクチン接種がそういったことでかなり進んだのではないかと考えています。

三回目のワクチン接種における職域接種の調整状況について、不動産・建設経済局長に伺いたいと思います。

長橋和久不動産・建設経済局長：先ほども答弁申し上げたとおり、建設業はいわゆるエッセンシャルワーカーとして位置付けられておりますので、委員もさっき御指摘ありましたように、初回の接種、1回目、2回目のときから、国土交通省としても積極的な対応を建設業界に呼びかけ、速やかな情報提供や丁寧に相談対応を行うようにしまして、ワクチン接種が円滑に進むよう関係機関との調整に努めてまいりました。

建設業界においても、当初から各団体が会員企業に対する職域接種の協力依頼ですとか、あるいは取組の先進事例の紹介を展開することによりまして、職域接種の促進に意欲的に取り組んでいただいていたところでございます。

御指摘の第3回目の接種につきましては、今年2月7日の総理指示を踏まえまして、関係業界に対しまして、初回接種を行っていた企業等への三回目接種の協力依頼や、あるいは可能な限り日程の前倒し接種の協力依頼を

しているところをございまして、私自身も関係建設業団体に直接ワクチンの早期接種の協力依頼を行ってまいりました。

こうした協力依頼を受けまして、例えば大手の建設企業を始め3回目接種に取り組む企業が出てきておりますし、可能な限りの前倒し接種ということで日程を早めていただいた企業も複数あるなど、建設業においても着実に職域接種におけるワクチン接種が進んでいるところです。

今後とも、職域接種を行う企業等に対して必要な情報提供などを行いまして、可能な限り速やかに職域接種が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

足立委員：ありがとうございました。

いずれにいたしましても、一日も早く従来の社会活動を取り戻すことができるように、しっかり対応していただくようお願いをしたいと思います。

2. 建設産業の賃上げの取り組み

—建設分野の賃金水準—

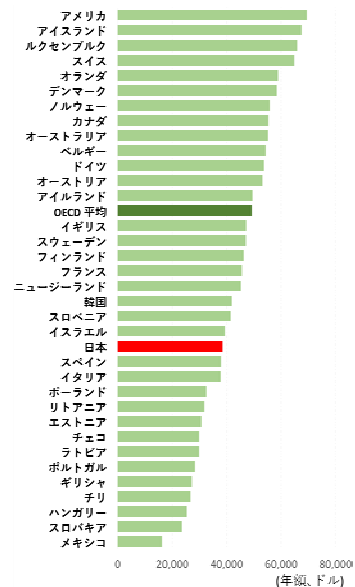
足立委員：それでは次に、建設分野の賃金の引上げについて伺いたいと思います。

岸田総理は、総裁選の際に令和版所得倍増を公約として掲げ、賃金アップを強く訴えられました。まず、日本の賃金レベルを諸外国と比較してみたいと思います。日本の平均賃金は、お手元に配付させていただきました資料1に示しましたけれども、OECD諸国の中でも下位に位置しておりまして、お隣の韓国にも後塵を拝しているような状況でございます。

資料2の方も御覧いただきたいのですが、横軸がこの20年間の公共投資の伸び、日本は半減していますので0.5の辺りにあります。縦軸がGDPの伸びで、公共投資を伸ばした国はGDPも大きく伸ばし、経済成長をしているのが見て取れると思います。

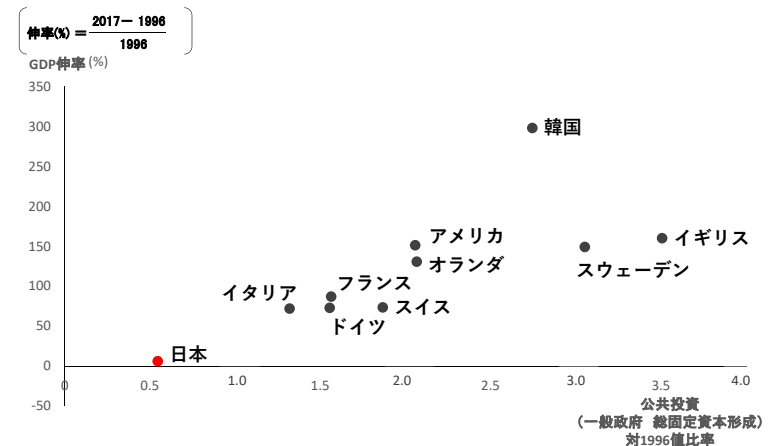
一方、日本は、公共投資を減らし、GDPも先進国の中で珍しく伸ばすことができない国であります。公共投資を進めてきた国は経済成長をしていますが、公共投資をおろそかにしてきた国は経済成長できていない、そういったことがこの図から分かるのではないかと思います。日本はこの20年間、公共投資をおろそかにしてきたツケが現れており、その結果、賃金もアップしていない。一方、韓国は、公共投資を伸ばし経済成長をしており、賃金も伸ばしている、そういう状況にあると思います。

[資料1] OECD加盟国の2020年の平均賃金



自由民主党・国民の声 足立 敏之
出典：OECD Employment Outlookを基に足立敏之事務所作成

[資料2] 公共投資とGDP伸率（対1996年度）

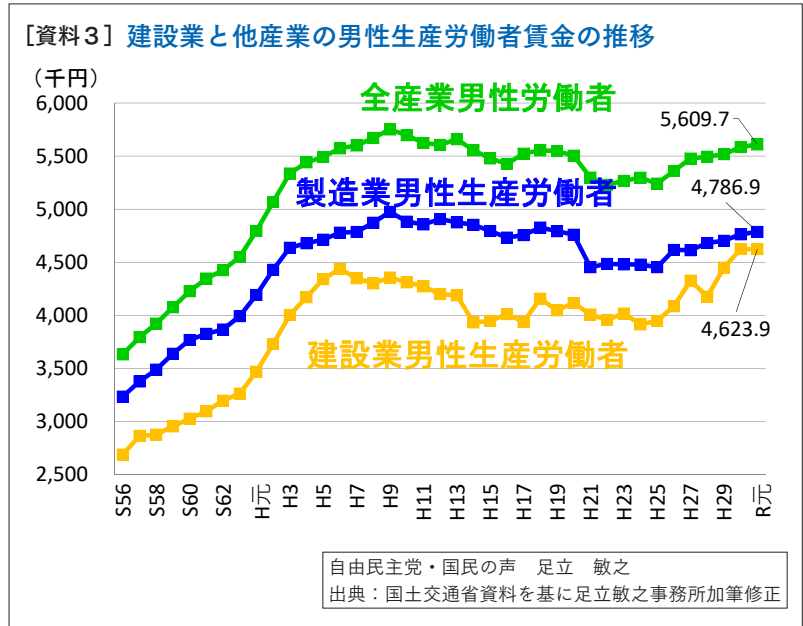


自由民主党・国民の声 足立 敏之
出典：内閣府、OECD、国土交通省資料を基に足立敏之事務所作成

一方、建設産業について見ますと、次は資料3でございますけれども、現状でも賃金は全産業平均の8割程度と低い水準にあり、賃金アップが急がれます。

齊藤大臣は2月28日に、日建連、日本建設業連合会、全建、全国建設業協会、そして全中建、全国中小建設業協会、建産連、全国建設産業団体連合会の関係四団体と意見交換を行い、3%の賃金アップということで合意されたと伺いました。とても大事なことだと思っています。

日本の賃金水準、とりわけ建設産業の賃金水準につきまして率直にどのように感じておられるのか、かつて建設会社にもおられたと言っておられました齊藤国土交通大臣に見解を伺いたいと思います。



齊藤鉄夫国土交通大臣

齊藤鉄夫国土交通大臣：率直にどのように感じているかという御質問ですので、率直に、最近この表ではぐんと伸ばしてきているのですが、私がおりました、また私の個人的な話になって申し訳ないですが、40年前に比べると随分低くなっていると感じております。社会的、相対的に、ですね。

私、新入社員で入って現場研修に行ったわけですが、大体土曜の夜は職長さんが、鉄筋工ですとか型枠大工さんとか職長さんが、我々建設会社の社員若いのをつかまえて、どうせおまえたちは大した給料もらっていないだろうと、だから今晚俺がおごってやるという、職人さんたちにごちそうになっていました。今はそんなことはなくなったそうです。それだけ待遇が悪くなっているのだろうなということは実感を、率直にこのように感じております。

それだけでいいのかもしれませんが、ちょっと用意した答弁がございますのでさせていただきますと、建設業の賃金水準については、9年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。しかし、建設業の賃金は他産業に比べまだまだ低い水準にあり、賃金引上げの取組は道半ばであると感じております。足立委員仰せのとおりでございます。このため、昨年12月のパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議等において、私から民間発注者団体等に対して、適正な請負代金の設定等について協力を要請いたしました。また、今月から適用する新たな公共工事設計労務単価については10年連続となる引上げを行いました。

さらに、先ほど足立委員おっしゃっていただきました、先月28日に開催した私と建設業団体との意見交換会においては、本年はおおむね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申し合わせたところでございます。

引き続き、ダンピング対策の徹底や建設キャリアアップシステムの普及促進など、賃金引上げに向けた取組を官民共同で全力で進めてまいりたいと決意しております。



—総合評価落札方式での賃上げ評価の取り組み—

足立委員：ありがとうございました。

大臣のお言葉に大変意を強くいたしました。大臣のリーダーシップでしっかり建設産業の賃金アップを実現できるようにお願いをしたいと思います。

さて、こうした状況の下で、財務省主導で、直轄工事の入札に当たりまして、賃金の引上げ、すなわち賃上げを総合評価落札方式の加点要素とする取組を進めると、昨年12月に発表がありました。大企業は受給者一人当たり3%、中小企業は給与総額1.5%、それ以上の賃上げを表明した企業に5%の総合評価落札方式の加点を与えることとしています。

当初は、このような取組に対しまして、建設産業は災害や大雪の影響などで賃金の年変動が大きいために、賃上げに対して総合評価で加点するのは問題があるという声が上がりました。本日御出席の佐藤信秋先生、あるいは私にもそういう声が直接届いております。確かに、災害が発生した年には超過勤務が激増するため、給与総額がアップします。しかし、翌年は元に戻って、給与総額が減少してしまいます。そんな状況下では賃上げの表明は難しい、そんな声がありました。

また、高齢者が退職して新規採用の職員に交代する、そういうような局面でも給与総額は減少するので、そのタイミングで賃上げ表明は難しいのだと、そういった声も伺っています。

私からもそういった声を国土交通省に伝え、それを受けて、賃上げの評価を柔軟に行う運用を財務省と国交省とでおまとめをいただいた、そのように認識してございます。

その制度の概要と今後の取組につきまして、財務省主計局の奥次長に見解を伺いたいと思います。



財務省奥達雄次長

財務省奥達雄次長：お答え申し上げます。

お尋ねの制度を活用いたしまして落札をされた事業者の賃上げ実績を確認するに当たりましては、例えば、先ほど先生おっしゃいました、大企業3%、中小企業1.5%といった加点基準、これと実質的に同等の賃上げを実施したと認められる場合には、当該事業者は賃上げの目標を達成したものとして取り扱うことといたしてございます。

この実質的に同等の賃上げであるかどうかを判定する基準につきましては、関係者の御意見なども踏まえた上で、具体的なケースを想定して考え方を整理した財務大臣通知を本年2月8日付けで各府省に対して発出をいたしましたところでございます。

この通知におきましては、例えば各事業者の賃上げ率を算定する際に、中小企業についても一人当たりの平均受給額を基準とすることが可能であることや、また従業員の年齢構成の変化や働き方改革への取組状況などによる影響も考慮し、大企業、中小企業問わず、新規採用者や退職者を除く継続雇用従業員への支給額を基準とすること、あるいは残業代やボーナスを除いた基本給のみを基準とすることなど、各事業者の実情に応じて基準を選択することが可能であることを明確化いたしましたところでございます。

財務省といたしましては、本制度ができるだけ多くの事業者の方々にとって賃上げ表明を行う一つの契機となることを期待するとともに、今後、実際の運用状況も見ながら、関係者の方々の御意見を伺いつつ適切な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

足立委員：ありがとうございました。

御答弁に今ございましたけれども、財務大臣通知で具体的な事例を示して御説明いただいたということでございます。賃上げ評価を柔軟に行う、そういう運用の方向性がそれで示されまして、今お話のありましたとおり、継続雇用しているの方々を対象とすることも可能とするとか、基本給、これを対象とすることも可能とするとか、賃上げに一生懸命真摯に取り組んでいる企業の皆さんがしっかり取り組める多様な物差しを認める方向を示していただけたのではないかと考えています。

これを機に、建設業でもこの制度をおおむね受け入れていただける方向になってきたと、私も感じております。財務省の御決断には感謝をしたいと思っております。今後とも、賃上げの宣言が行いやすい運用に努めていただくよう是非ともお願いしたいと思います。

一方、国土交通省も、こうした総合評価の取組を財務省と進めるとともに、賃上げに向けた様々な環境づくりにも努めていただいております。直轄工事の入札契約などの面でどのような取組を行っているのか、廣瀬技術審議官に伺いたいと思っております。



廣瀬昌由技術審議官

廣瀬昌由技術審議官：お答えいたします。

企業における賃上げの取組を促すため、今ほど説明がございました政府全体で行っております総合評価における加点措置につきましては、財務省からの御答弁にございました賃上げ実績の確認における柔軟な対応を、速やかに地方整備局等を通じて建設業の皆様にも周知したところでございます。さらに、建設業界の皆様からの御質問にお答えし、御意見を受け止めるため、本省と地方整備局等に問合せ窓口を設置したところであり、引き続き財務省とも連携して適切な対応に努めてまいります。

また、発注者としては、建設現場に従事する方の賃金水準確保につながるよう、適切な予定価格で発注することが重要と考えております。このため、国土交通省では、改定された公共工事設計労務単価等を今月から適用するとともに、一般管理費等率といった積算基準や各種の歩掛りも改定し、来年度から適用することとしております。さらに、ダンピング対策も重要であり、低入札価格調査基準の計算式も改定を行い、来年度から適用してまいります。

賃上げの実現に向け、国土交通省としても引き続き適正な予定価格での発注等に取り組んでまいります。

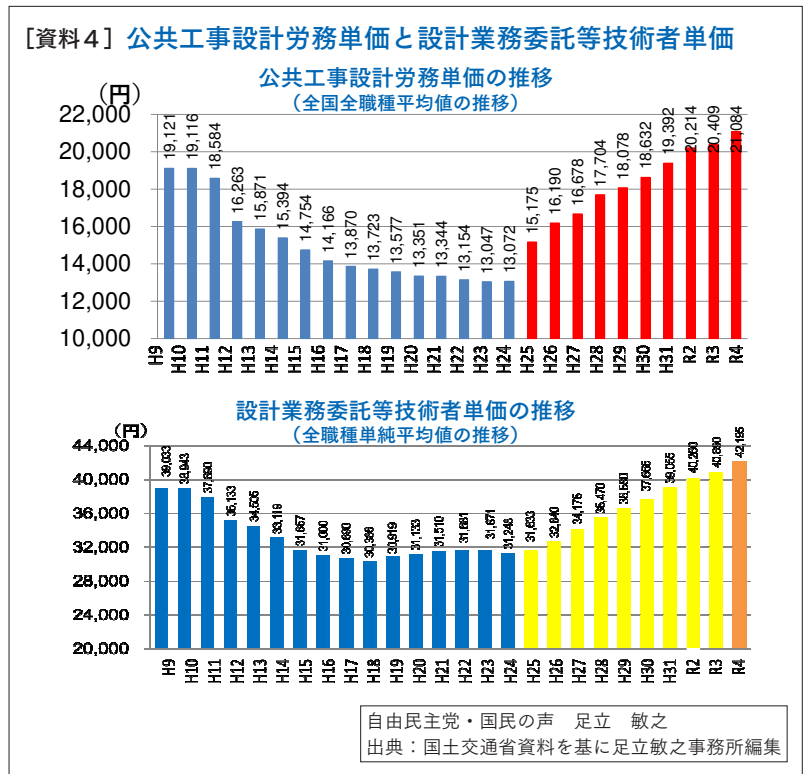
足立委員：ありがとうございました。

今具体的な御説明ありましたが、設計労務単価あるいは調査設計業務の技術者単価（資料4）などについてのアップ、大変有り難いと思っております。それから、特に一般管理費率について見直しをしていただいたということも、これは本社経費につながっていくものですので、技術者だけではなくて、そういった方々の給与という面でも非常に貢献できると思っております。その取組には感謝を申し上げたいと思っております。

また、低入札価格調査基準の計算式のお話もありましたけれども、これまで建設業の皆さんから非常に強い要望をいただいていた項目で、この点も心から感謝を申し上げます。

これからも賃上げに関する総合評価についてしっかりフォローを行っていただいで、財務省、国交省でしっかりと連携していただいで、大きな問題が発生しないように、しっかりきめ細かく対応していただいでお願いしたいと思います。

なお、低入札調査基準価格のアップの0.92を0.95にアップさせることについても、建設業界からは強い要望が引き続き出ております。恐らく、当面は予定価格をアップさせ工事価格を引き上げていくための取組を進める、そちらが優先されると思っておりますけれども、今後とも引き続き御検討をお願いしたいと思います。



—賃上げの取り組みに伴う公共事業予算拡大の必要性—

足立委員：こういう措置を講じますと、当然のことながら発注金額はアップしていきます。そのため、そのアップ分に相当する金額について公共事業予算を拡大する必要が出てくると思っています。

資料5に公共事業予算の推移を示させていただいておりますが、賃金アップを進める中では、これが右肩上がりにならずとなっていくかといけませんし、公共事業予算はそれが上がらない限り実質的には減少する、そういうことになると思います。

我が国の大切な地域の守り手であり、インフラ整備あるいは維持管理の担い手でもある建設産業が今後とも持続的に発展していくためには、賃上げに呼応した公共事業予算の拡大が不可欠だというふうに考えております。

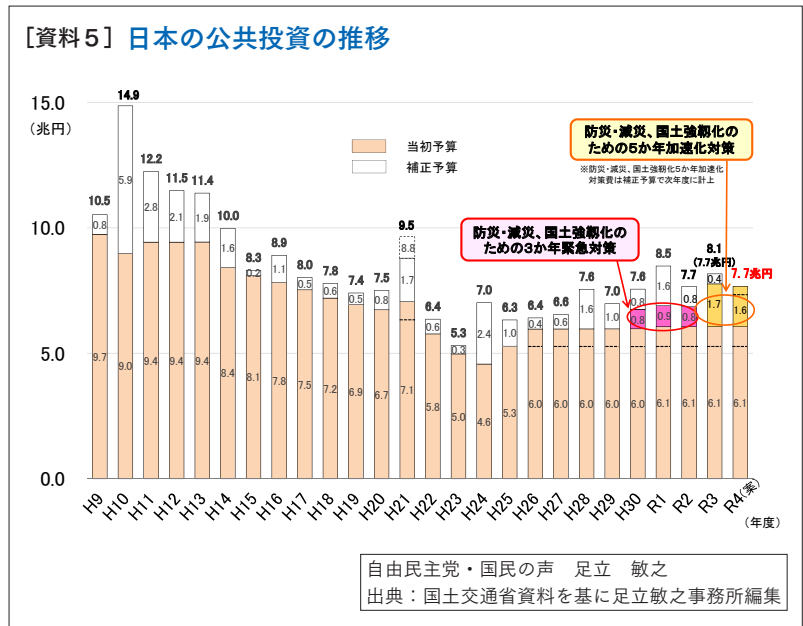
建設産業の賃金アップが実効性を持って行われるために公共事業予算の拡大が不可欠と考えますけれども、斉藤大臣の御見解を伺いたいと思います。

斉藤鉄夫国務大臣：足立委員おっしゃるように、建設産業の処遇改善を図るためには、今後の公共事業予算の安定的、持続的な確保について十分な見通しを持てるということが重要だと思っています。アップと見通し、両方必要だと思っています。

政府におきましては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の2年目としての予算等を令和3年度補正予算で確保するとともに、令和4年度当初予算についても前年度を上回る公共事業予算を確保し、御審議いただいているところでございます。

今後とも、建設産業における賃上げなどの処遇改善に向けた取組を進めるとともに、必要かつ十分な公共事業予算の安定的、持続的な確保に全力で取り組んでいきたいと決意しております。

足立委員：ありがとうございました。建設産業に大変お詳しい斉藤大臣にこれからもしっかり期待させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。



3. 令和3年の災害について

—令和3年災害の復旧状況—

足立委員：次は、昨年の災害についての質問に移らせていただきたいと思います。

昨年は七月に熱海の土石流災害により甚大な被害が発生しました。私も直ちに現地に伺いまして、その深刻な状況を見させていただきました。お亡くなりになられた皆様の御冥福を謹んでお祈りを申し上げますとともに、被害に遭われた全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

あのような災害が再発することがないように何とかお願ひをしたいというふうに思いますが、そのような観点

から、国交省では、盛土を規制する法律の改正、これを今国会で準備されていると伺っておりまして、大変心強く感じております。

盛土の規制につきましては、法案の審議の際に別途議論させていただくこととしたいと思いますが、実際に土石流で被害を受けた現地の復旧復興もこれは本当に急がなくちゃいけない大事なことでありまして、土砂災害の危険性を早急に取り除くための対策が急がれるというふうに思います。

熱海の土石流について復旧復興が現在どのように行われているのか、水管理・国土保全局長に伺いたいと思います。



井上智夫水管理国土保全局長

井上智夫水管理国土保全局長：熱海市における甚大な土石流災害が発生した溪流沿いでは、早期の復旧復興と生活再建が求められています。土石流災害が発生した地点では更なる土塊の崩落による二次災害のおそれがあり、危険除去のためには厳しい施工条件で高度な技術を駆使して工事をする必要がありました。

このため、被災直後に静岡県から国土交通省に対して、国直轄で工事を実施するよう要請がありました。この要請を受け、国土交通省では、工事を迅速かつ効率的に進めるため、工事監督や関係機関調整等を担当する熱海緊急砂防出張所を新規に設置するとともに、既設砂防堰堤の除石及び新たに砂防堰堤一基の整備を実施することとしました。

まず既設砂防堰堤の除石に先行的に取り組むこととしましたが、現場へのアクセスが困難なことから、ヘリコプターにより建設機械を搬入するとともに、崩落の危険性が残っていることから無人化施工を行いました。また、24時間体制で施工した結果、昨年末時点で除石を完了しました。新設する砂防堰堤については年明けから工事に着手しており、令和四年度中に完成する見通しです。

引き続き、国土交通省の現場力を総動員して、一日も早い被災地の復旧復興に努めてまいります。

足立委員：ありがとうございました。

国が乗り出していただいて、直轄で復旧に当たっていただいていることに感謝を申し上げたいというふうに思います。今後とも早期復旧に全力を尽くしていただきたい、そのように思います。

—令和3年災害での道路寸断の問題—

足立委員：ちょっと時間の関係で通告の順番を少し変えまして、次は道路についての御質問をさせていただきたいと思います。

八月以降続きましたこれまで経験したことのないような異常な長雨、これによりまして、出雲市の多伎町で国道9号とJR山陰本線が地すべりで長期間通行止めとなる被害が出ました。また、宮崎県の宮崎市でも、直轄管理している国道220号とJR日南線が地すべりで長期間通行止めとなる被害が発生をいたしました(資料6)。いずれも現場に伺わせていただきましたけれども、地域の建設業の皆さんが本当に懸命に復旧活動に励んでおられました。その点につきましては心から感謝を申し上げたいと思います。

このうち出雲市の方は、国道9号と並行

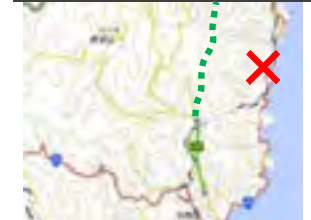
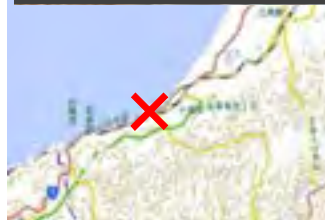
[資料6] 鳥根県出雲市国道9号 及び宮崎県宮崎市国道220号被災状況



出雲市多伎町小田の
地すべりによる被災現場



宮崎市 地すべりによる
通行止めの被災現場



自由民主党・国民の声 足立 敏之
出典：国土地理院資料を基に足立敏之事務所作成

する山陰自動車道が供用済みであったことから、物流面への影響は最小限に抑えられたというふうに聞いております。一方、宮崎の方は、迂回路となるべき東九州自動車道が地質の問題で整備が遅れておりまして未開通であった、そのために迂回ルートがかなり遠回りで大きな支障を生じたというふうに伺っています。

こうした迂回に支障のある通行止めの被害というのは、例えば岐阜県の下呂市の国道41号だとか長崎県長崎市の野母崎半島、あるいは下北半島の国道279号、こういった、高速道路だけではなくて地方の道路でもたくさん発生しています。日頃から迂回路、すなわちリダンダンシーの確保が大切だというふうに感じます。

今回の国道9号、国道220号等の通行止めの状況を踏まえれば、同様の課題がある地域ではあらかじめしっかりと迂回路を確保して通行止めを回避しておくことが大事だというふうに思いますけれども、道路局長の見解を伺いたいと思います。



村山一弥道路局長

村山一弥道路局長：お答えします。

災害の多い我が国では、迅速な救援活動や復旧活動などを支えることに加えて、災害による社会経済活動への影響を最小化するためにも、道路ネットワーク全体を強化することが重要であると考えてございます。

委員御指摘の宮崎県宮崎市の国道220号につきましては、昨年9月の台風14号によりまして被災しまして一か月間全面通行止めとなったところでございまして、この際、宮崎市と日南市を結ぶ東九州自動車道が未開通であったため、山側の県道等への迂回が必要となったところであります。この結果、移動時間が増加して利用者の皆様に御不便をお掛けしたと承知しております。

お掛けしたと承知しております。

一方、委員御指摘のとおり、鳥根県出雲市の国道9号につきましては、二か月間、約二か月間全面通行止めとなりましたが、並行する山陰自動車道が開通をしておいたために迂回が発生しませんでした、社会経済活動にも大きな影響が発生しなかったと承知をしております。

このように、災害時のリダンダンシーを確保することは重要でございます。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におきましても、高規格道路のミッシングリンクの解消だったり、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化などによる道路ネットワークの機能強化対策が位置付けられているところです。

国土交通省では、地方自治体による国土強靱化地域計画に基づく災害時に地域の輸送を支える道路の整備につきまして、防災・安全交付金を重点配分し、その整備を進めているところです。

国土交通省としましては、5か年加速化対策の予算等も活用しながら、災害時における迂回路等を含めまして、道路ネットワークの機能強化を推進してまいります。

足立委員：ありがとうございました。

事前の防災対策、これが非常に重要でございますので、よろしく申し上げます。

ちょっと個別の話になりますが、ふだんは余り災害の発生していない青森県の下北地方でも、昨年は大きな被害が出ています。

青森県のむつ市大畑地区というところで9月に、台風9号から変わった温帯低気圧、これによりまして大雨となりまして、既往最大、これまでの最大が24時間雨量159ミリだったのに対しまして、二倍を超える369ミリの大雨を記録しました。このため、むつ市大畑町の国道279号の小赤川橋という橋ですけれども、お手元の資料7、一番最後のページに載っておりますけれども、流木とか大量の土砂が出てきて、橋が落橋しております。これによりまして、周辺の家屋も七棟全壊しておりました。もう少し西側の風間浦村というところでは、国道沿いの8か所で大規模な土砂崩れが発生しておりまして、この辺り12キロぐらいの区間で通行止めとなって、7日間にわたり800名を超える方々が孤立状態になったと伺いました。

私も現地には伺わせていただきましたが、この落橋した小赤川橋というのは、国土交通省の東北地方整備局が仮橋を3日で架けたというふうに伺いました。何とか片側交互交通を確保したということでもあります。地元の宮下さんというむつ市長さんからは、「しもきた国土交通3日橋」という命名がなされて、橋のところに紙が貼ってありましたけれども、大変地元の方々には感謝しておられました。

国交省がテックフォースを派遣してそういう対応をしていただいたことについても感謝がありましたし、さらに地元の要望としては、その小赤川橋の復旧を国によってやってほしい、こんな難しいものはないというお話ありましたし、迂回路がないこの国道279号ですから、地域住民の生活や産業を支えるための命の道としてのバイパスの整備もお願いをしたいということで、強い要望がありました。

この点につきまして、道路局長の御見解をお伺いしたいと思います。

村山一弥道路局長：お答えします。

国道279号は、青森県の下北半島地域を通る唯一の幹線道路として地域の皆様の生活に欠くことのできない重要な道路でありまして、青森県が整備、管理をしております。

委員御指摘の青森県大間町からむつ市間の山側のバイパスにつきましては、青森県が平成24年度に策定した下北地域広域避難路確保対策の中で位置付けられているものと承知をしております。現在、その一部である木野部工区、延長2.2kmにつきまして、令和2年度から青森県が社会資本整備総合交付金を活用し整備を進めているところでございます。また、残る未着手区間につきましては、青森県が学識者を含めた検討会を立ち上げ、具体的なルート、構造の検討に今後速やかに着手していく予定であると聞いております。

国土交通省といたしましては、迂回ルートの確保が重要と考えております。今後の青森県の検討状況や要望を踏まえながら適切に支援を行ってまいりたいと考えております。

足立委員：大事な道ですので、是非ともよろしくお伺いしたいと思います。

—令和3年の水害に対する事業効果—

足立委員：続きまして、昨年の水害についてお聞きしたいと思います。

昨年の鹿児島島の川内川の出水についてお聞きしたいのですが、川内川の流域では、梅雨前線に伴い線状降水帯が発生したことにより、七月の十日前後ですが、大雨特別警報が発令され、大災害が発生した平成十八年の豪雨災害に匹敵する雨量が記録されました。しかし、内水による浸水被害が発生したものの、幸い、平成十八年のような大きな被害は出なかったと承っております。

これは、平成18年の豪雨災害を受けまして、鶴田ダムの再開発、洪水調節容量を増やす再開発、それから曾木の滝と推込（しごめ）という二本の分水路の整備、堤防の整備、輪中堤の整備、河床掘削、昨年成立した流域治水関連法に基づく流域治水の考え方の先駆けとなるようなあらゆる河川整備手法を駆使して、約1100億と聞いておりますけれども、大きな事業費も投入して大規模な河川改修を行ってきた、その成果だと考えています。

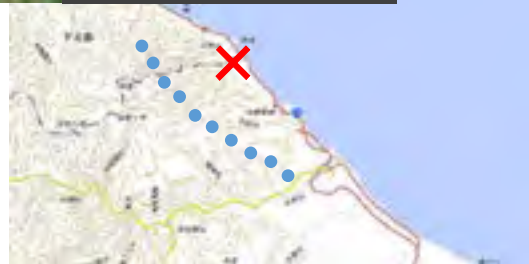
なお、再開発が行われました鶴田ダムにつきましては、7月10日の午前8時半のダムへの最大流入量を約2割に低減させ下流に放流した、下流の宮之城地点で水位は3.45mほど低下した、と聞きました。そうした様々な効果で今回下流の被害が軽減されたということでございます。

これまで行ってきた河川改修等の効果は大きかったと思いますけれども、水管理・国土保全局長の見解をお伺いしたいと思います。

【資料7】青森県むつ市国道279号被災状況



国道279号の小赤川橋落橋現場



自由民主党・国民の声 足立 敏之
出典：国土地理院、青森県資料を基に足立敏之事務所作成

井上智夫水管理国土保全局長：委員御指摘のとおり、川内川では、平成18年7月に発生した激甚な災害を踏まえ、再度災害を防止するため、約2百万㎡の河道掘削、約16kmの堤防整備、二か所の分水路整備等、全川にわたって河川整備を実施しました。また、鶴田ダムにおいては、ダムを運用しながら放流設備を増強するダム本体の改造工事を行い、治水容量を約2300万㎡増やしました。さらに、平成30年度からは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も活用し、本川や支川の羽月川などで約130万㎡の河道掘削等を追加実施しました。

このような中で迎えた令和3年7月の大雨では、鶴田ダムにおいて治水容量を増強したため、満水位まであと約6mに迫りましたが、緊急放流をすることなく下流に流す水流を低減させることができました。その結果、平成18年7月と同程度の降雨があったにもかかわらず、これまでに整備をしてきた治水施設の効果により、国管理区間では水位を低下させることができ、氾濫が発生することなく、犠牲者も生じませんでした。内水氾濫は発生しましたが、浸水戸数が約2,350戸から約140戸に減少するなど、大きな効果がありました。

今後、このような治水対策の効果について幅広く周知し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進に努めてまいります。

足立委員：ありがとうございました。

もう一問御質問させていただきますが、昨年の一問御質問させていただきましたが、昨年の長雨ですけれども、200名を超える犠牲者が出た平成30年の西日本豪雨災害、雨の総量ではそれに匹敵すると伺いました。資料8にそれはお示ししてございますけれども、昨年のその長雨による災害について、平成30年の西日本豪雨災害と比較してどのように水管理・国土保全局として評価しているのか、御質問させていただきたいと思っております。

井上智夫水管理国土保全局長：治水対策については、災害を未然に防ぐ事前防災対策とそのスピードアップが重要です。平成30年の西日本豪雨を契機に、3年間にわたって河道掘削や樹木伐採を重点的に実施してまいりました。その結果、令和3年8月の大雨では、西日本豪雨と同規模の降水量を記録したにもかかわらず、氾濫等が発生した河川数が315河川から88河川に、そのうち、甚大な浸水被害を生じる可能性が高い堤防の決壊は37か所から3か所に大幅に減少するなど、対策の効果が確実に発現されました。一方、中小河川に起きる氾濫被害や内水被害の発生、特に一度のみならず繰り返し浸水被害が発生する地域があるなど、更なる対策の必要性が明らかになりました。

このため、まずは防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策も活用し、中小河川も含めて、河道掘削や樹木伐採を強力に推進してまいります。さらに、近年、内水被害が頻発している中上流域や支川合流部における対策として、流域のあらゆる関係者と協働しながら、遊水地や輪中堤、雨水貯留施設や排水ポンプ等の整備を進めてまいります。

今後とも、こうした流域全体を俯瞰した流域治水を本格化し、水災害に強い国土づくりにスピード感を持って全力で取り組んでまいります。

今後とも、こうした流域全体を俯瞰した流域治水を本格化し、水災害に強い国土づくりにスピード感を持って全力で取り組んでまいります。

足立委員：ありがとうございました。

防災・減災、国土強靱化、改めてとても大事なことだと認識をしました。事前に防災対策をしっかり講じていくことが大事ですので、引き続き水管理・国土保全局長にはよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

